## 令和元年度第10回富山市農業委員会総会(月次)議事録

- 1. 日 時 令和2年1月7日(火) 午前9時30分~午前11時20分
- 2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
- 3. 出席委員 22人

会 長 23番 才木 隆雄 会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎 員 委 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信 3番 大浦 清貴 4番 山﨑 巖 5番 若林 勉 6番 福山 英則 7番 仲田 茂男 9番 菊 正士 10番 渡辺 正 11番 金田 修一 12番 金木 洋子 13番 髙瀨 昌弘 15番 熊本 孝信 16番 中島 潔 17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則 21番 奥野 健一 22番 高瀨 豊信

- 4. 欠席委員 8番 北森 正誠
- 5. 議 題 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第41号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定 による許可申請について
  - 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第43号 非農地証明の交付について
  - 議案第44号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 6. 報告事項 報告事項第43号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
  - 報告事項第44号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第 1項第6号の規定による受理について
  - 報告事項第45号 農地法第18条第6項の規定による通知 について
  - 報告事項第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申 請の取下げについて

事務局 本日の月次総会につきましては、8番北森委員から欠席届があり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和元年度第10回富山市農業委員会月 次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

- 会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。6番福山委員、 7番仲田委員、両委員にお願いしたいと思います。
- 会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、7番から14番は、○○委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、ご 説明いたします。議案書は1ページから7ページまでです。

今回の申請件数は15件で、申請面積は46,387.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事 要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類において は、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。 2ページをご覧ください。

- 1番は、子への贈与により、所有権を移転するものです。
- 2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 3番から5番は譲受人が同じであります。

- 3番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 6番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 7番から14番は譲受人が同じであります。
- 7番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 8番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 9番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 10番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 11番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 12番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 13番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。
- 14番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。
- 15番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

- 会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、7番から14番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、7番から14番を 除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、7番から14番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、7番から14番について、審議いたしますので、 ○○委員は退室をお願いします。

#### <○○委員退室>

会 長 それでは、7番から14番について、ご意見、ご質問等があれ ば承りたいと思います。 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、7番から14番に ついて、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、7番から14番について、 申請どおり「許可」することといたします。
  - ○○委員は入室をお願いします。

## <○○委員入室>

- 会 長 改めまして、議案第40号農地法第3条の規定による許可申請 については、全件、申請どおり「許可」することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1 項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いしま す。
- 事 務 局 議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は8ページから 15ページまでです。

今回は、4条申請2件、5条申請20件で、面積は合計21, 171.93㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位 置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

9ページの1番は駐車場を整備し、それを貸付ける計画であります。近隣に自動車整備工場があり、駐車場等が不足となったため、駐車場を整備するものであります。申請地より半径500mの範囲の中に中学校、医療機関があり、また、接道する道路には上下水道管が敷設させていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は、駐車場を整備し、それを貸付ける計画であります。申請地向かいに寺があり、周囲には墓地もあり、確保している駐車場では不足しており、周囲の交通に不便が生じていることから、今回整備するものであります。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、保育施設があり、また、接道する道路には上下水道管が敷設させていることから、第3種農地となり、「原則許可」案

件となります。

10ページの5条の1番は、駐車場を整備する計画であります。 社用車を近隣の駐車場に借りておりますが、それらを集約したく 整備するものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規 模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種 農地となりますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しており ます。

2番は、資材置場を整備する計画であります。申請地隣に新工場を整備し、業績が拡大したことに伴い、資材置場が不足となり、今回申請されたものであります。申請地は、10~クタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

3番は、農作業場を整備するものであります。申請地隣に農機 具置場があり、それらと一体的に利用し、農作業効率を上げるた め、農作業場を確保するものであります。申請地より半径500 mの範囲の中に小学校、保育施設があり、また、接道する道路に は上下水道管が敷設させていることから、第3種農地となり、「原 則許可」案件となります。

4番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、保育施設があり、また、接道する道路には上下水道管が敷設させていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5番は、駐車場を整備する計画であります。出張にて料理教室を行っておりましたが、今般、自宅にて料理教室を実施する運びとなり、駐車場の確保が急務であったため、今回申請されたものであります。申請地より半径500mの範囲の中に高等学校、医療施設があり、また、接道する道路には上下水道管が敷設させていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6番は、資材置場を拡張する計画であります。業績が好調で、 確保している資材置場では手狭となったため、今回申請されたも のであります。申請地は、10~クタール以上の集団規模に属す る農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地とな りますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

7番は、資材置場を拡張する計画であります。業務の拡大により、資材置場が不足となり、隣接する既存敷地と一体利用で効率の向上を図るものであります。申請地は、10ヘクタール以上の

集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております 第1種農地となりますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

8番は、資材置場を拡張する計画であります。業務の拡大により、資材置場が不足となり、隣接する既存敷地と一体利用で効率の向上を図るものであります。申請地は、10~クタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

9番は、植林を実施する計画であります。申請地を含む山林を 伐採し、木質バイオマス発電に利用後、植林を実施するものであ ります。申請地は、10~クタールに満たない農地の集団に属す る農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適 用しております。

10番は、植林を実施する計画であります。申請地を含む山林を伐採し、木質バイオマス発電に利用後、植林を実施するものであります。申請地は、10~クタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

11番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互 扶助のため、実家隣接地を選定したものであります。申請地は、 10~クタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地 となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

12番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互 扶助のため、実家隣接地を選定したものであります。申請地は、 10~クタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農 条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「集 落接続」を適用しております。

13番は、一般住宅を建築する計画であります。付近に駅や中学校、医療施設があり、利便性が高いことから申請地を選定したものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

14番は、一般住宅を建築する計画であります。13番の申請人とは親子関係であり、相互扶助のため住居を移転するものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

15番は太陽光発電施設を整備する計画であります。実家住居跡地と一体利用で発電施設を整備するものであります。申請地は、

都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」 案件となります。

16番は駐車場を整備する計画であります。確保していた駐車場が契約解消により返還することとなり、駐車場の確保が急務であったため、今回申請されたものであります。申請地は、市街地・市街化の傾向が著しい区域に近接し、市街化が見込まれる第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

17番は、店舗併用住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家近隣を選定したものであります。申請地は、市街地・市街化の傾向が著しい区域に近接し、市街化が見込まれる第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

18番は資材置場を設置する計画であります。申請地となりを購入し、一体利用にて自らが経営している会社に貸し付けるものであります。申請地は、10~クタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

19番は資材置場を拡張する計画であります。事業の拡大により既存敷地に隣接した申請地と一体利用で業務の効率化を図るものであります。申請地は、10~クタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

20番は、一般住宅を建築する計画であります。申請地隣の宅地との一体利用で住宅を建築する計画であります。申請地より半径500mの範囲の中に保育施設、地区センターがあり、また、接道する道路には上下水道管が敷設させていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

5番・6番については、欠席届を提出されている委員の担当地 区で ありますので、あらかじめ報告を受けている事務局から報 告をお願いします。

事務局 5番は北森委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

6番は北森委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

- 会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、議案第41号農地法第4条 第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、 許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、12ページの1番は、●●委員に 関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条 第1項により、議事参与の制限を受けます。
- 事 務 局 議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。 議案書のページは、16ページから26ページです。

今回は58件の貸し手から申し出があり、契約期間は、 $1\sim2$ 年が6件、 $3\sim5$ 年が23件、 $6\sim9$ 年が12件、10年が17件です。設定面積は、294, 093.00㎡です。

なお、18ページから 19ページの 5番は新規農家の案件です。  $\triangle \triangle \triangle \triangle$ 地区において、農家を営んでいた兄の後継者として水 稲の耕作を行うものであります。農機具は父が所有しているもの を譲り受けて使用し、農作業従事者は本人です。販売先は $\triangle \triangle$ 農協等を予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基

盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

- 会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、1番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 事務局 米、いちご、野菜を栽培しており、農業のほか土木業も営んでいる法人です。経営面積は、全て借入地で約40,000㎡です。
- 会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集 積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、1番を除き、異議について は、ないものといたします。

> 続きまして、1番について、審議いたしますので、●●委員は 退室をお願いします。

#### <●●委員退室>

- 会 長 それでは、1番について、ご意見、ご質問等があれば承りたい と思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集 積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、1番について、異議はない ものといたします。 ●●委員は入室をお願いします。

# <●●委員入室>

- 会 長 改めまして、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認 め、原案通り決定いたします。
- 会 長 続きまして、議案第43号非農地証明書の交付について、事務 局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第43号非農地証明書の交付についてご説明いたします。 議案書のページは、27ページから30ページです。 いずれの案件も、耕作されなくなってから相当年数が経過して おり、山林化していることから、農地として復元し、利用すること は困難であると現地を確認してまいりました。
- 会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。
- 会 長 続きまして、議案第44号農業委員会の法令遵守の申し合わせ 決議について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第44号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。 議案書は、31ページから32ページです。令和元年10月、2市町において農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕された事件を含め、全国で過去1年間に4件の不祥事が発生したことを受けて、全国の農業委員会が組織一丸となって、国民の信頼回復に努め再発防止に取り組むため「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施することにな

ったことについて議決を求めるものです。

- 会 長 それでは、ただ今、説明がありました農業委員会の法令遵守の 申し合わせ決議について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと 思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農業委員会の 法令遵守の申し合わせ決議について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、農業委員会の法令遵守の申 し合わせ決議について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたし ます。
- 会 長 続きまして、報告事項に入ります。
  - 報告事項第43号 農地法第3条の3第1項の規定による受理に ついて
  - 報告事項第44号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項 第6号の規定による受理について
  - 報告事項第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報告事項第46号 農地法第5条第1項の規定による許可の取り 下げについて

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第43号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は33ページから40ページです。

今回の受理件数は19件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、6番と19番でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員との連携を図りながら、耕作者のあっせんを含め対応を行っていく予定であります。

報告事項第44号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項 第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは41ページから52ページまでです。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が17件、合わせて21件、面積は合わせて28, 587. 61 m2 となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容につい

てご説明いたします。

47ページ11番は、受理通知日が空欄となっておりますが、 事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第45号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の 合意解約について、ご報告いたします。議案書は、53ページか ら57ページです。

解約件数は13件で、解約面積は23.494㎡です。今回の 解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

なお、6番の▽▽▽さんの解約についてですが、同時に転用届も提出しています。平成31年2月2日の換地により農地が▼▼ ▼から◎◎◎に変更になっており、一見すると同じ農地ではないように見えますが、同一です。

報告事項第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請の 取り下げについてご報告いたします。議案書のページは58ペー ジです。

令和元年11月に許可の申請を受け付けましたが、申請途中で 譲渡人が死亡したことにより、相続人による協議のため、いった ん申請を取り下げるものであります。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問 等がありましたら承りたいと思います。

> 特に何もないようですので、これをもちまして、令和元年度第 10回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

> 引き続きまして、(1)農協主催の「集落座談会」への参加と「実質化に向けての取り組み」について事務局より説明願います。

事務局 (資料に基づき説明)

会 長 市農協の方が説明に来られた時に市職員が説明に来られると聞いていたが、それはないのか。

農政企画課 市農協管内については、市で説明に来る予定としている。

高 瀬 委 員 資料に「1月に調整会議を行う」とあるが、誰を対象としているのか。あおば管内全体なのか、旧町村の単位なのか、人・農地プ

ランの単位なのか。

農政企画課 アンケートをとる地区は、集積率50%超えていないところを 対象とする。大沢野地域では大沢野町、下タ・細入地区。八尾地 域のおいては黒瀬谷、卯花、八尾、室牧、野積、仁歩、大長谷。 婦中地域では、音川と鵜坂。そして山田地域。

> 今述べた地区以外の農業委員さんにはご案内は送付していない。 1月に生産組合長会議があり、そこですべての地区に対して 人・農地プランの実質化についてお話をする予定。ただ、アンケートは実質化していない地区のみです。

高瀬委員 2ページ目「コーディネーターとして座談会に参加していただくよう市部局より要請がある」とあるが、誰に対しての要請か。

事務局 農業委員さんです。

- 金田委員 去年、2年間で地域の座談会に出てくださいという話だったが、 今年は去年出席したところでももう1度コーディネーターとして 出席するということか。
- 事 務 局 農業委員会としては、農業委員さんに任期中にすべての地区の 座談会に出席するということに変わりはない。今回市のほうから 人・農地プランの実質化の要請があり、違った立場で座談会に出 席してほしい。
- 茶 木 委 員 コーディネーターの立場とはどういうものか。どういうふうに 進めるのかが見えてこない。
- 五十嵐委員 地域の若い人の生活を保障してやるくらいのことを我々ができるかできないか、資質の問題。そのためには、国なり県なり市がどれくらいの支援ができるのか。そういう知識が私たちはゼロに近い。単にコーディネーターと言われても・・・。
- 茶木委員 これから若い人を育てようと思うと、国・県・市がどういうバックアップができるのか。若い人はこの先どうすればいいのか、不安を抱えているさなかです。人・農地プランという立派な計画を立てられたのなら、市もそれに合わせたはっきりした計画を作るべきではないか。

それを考えるのが農業委員というのが手っ取り早い。なので、コーディネーターを農業委員にお願いしますというのは分からないでもないが、我々はどうしたらいいのかと。今過渡期にあると思う。

- 山崎委員 人・農地プランは集積率50%をラインとしている。山田の現状をお話しすると、耕作可能な農地だけでみると、集積率50%をはるかに超えている。50%にいかない理由が非農地証明。原野となっている農地を非農地化してしまえば、あっという間に50%は超える。そういう現状も知らずにこういうことをしてもしょうがない。非農地化しない限りは絶対に無理。実際耕作できる農地に限れば、山田は集落営農が10あり、そこに全部集約されている。それ以外はどこに農地があるのか所有者自身もわからないようなものばかり。そういう現状を掌握せずにやろうとしても無理。
- 宮田委員 山林化している農地を非農地化してくれとみんなに言うのも農業委員の仕事になるのか?
- 山崎委員 そういう相談があり、私も調べたが、現実的に無理。法務局での登記手続きにお金がかかる。お金を出して非農地にする意味がない。中山間地の実情も知らずに、こういうことを言ってくることがおかしい。現実的に無理な話を議論している。
- 中島委員 5年後10年後、農業に限らず後継者がいない中小企業も出て くる。農家に対して、5年後10年後見えているのかということを 言うだけでも効果があるのではないかと私は思う。
- 高瀬委員 地域によっていろんな意見があり、厳しい現実がある。こういう問題に対し、市当局が真剣に考えていただいて、これからの課題ということで考えていただきたい。我々農業委員と当局とで現実的な、生々しい話をしながら進めていければと思います。
- 会 長 続きまして、(2) 柞山議員からの「市長への意見書提出」について、事務局から説明願います。

議員からは、農業委員会の体制が変わっても農業委員や推進委

員は地域で活動されている中で、農業者の方達からの声を聴き、 色々な意見を持っておられると思うので、それらの意見を取りま とめて市長へ提出してはどうか、とのご意見があったものであり ます。

市長への「建議」につきましては、改正前の農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づく法令業務として、平成27年度までは行っておりましたが、28年の法改正で法令業務から削除されたため、富山市では平成28年からは「建議」を行っておりませんでした。

しかしながら、富山県農業会議に問い合わせたところ、「地域の 農地を活かし、担い手を応援する全国運動の推進について」の運 動目標の中で、農地利用最適化に関する意見等の提出の強化が位 置付けられていることから、是非提出していただきたい、との要 請を受けております。

従いまして、農業委員会といたしましても、今後市長に対し農 地利用最適化に向けた意見等の提出について検討していきたいと 考えております。

- 会 長 それでは、ただ今、説明がありました意見書の提出について、 ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 五十嵐委員 建議のときは選挙で選ばれた委員でしたが、今は市長からの任命ですよね。その違いがあるので、意見を言うのはかえって失礼に当たるのではないかと思いまして。窮屈なものを作っても跳ね返ってくるのではないかと疑念を持ちまして。
- 局 長 市長は様々な分野において精力的に活動されています。皆様からの意見書があれば、新たな問題点をお知りになることもあるかなと思います。新しい情報を提供するこということは非常に重要なことだと思う。
- 宮田委員 あまり難しく考えずに、言いたいことがあれば意見書を出せばいいし、なければ出さなければいい。何かの機会に取りまとめて、出そうということになれば出せばいい。
- 高瀬委員 我々の意見を受けて市長をはじめ、行政側や議員なりが真摯な 姿勢で練って進めてくれるのであれば大いに意見を言いたい。意 見書を出しましたでそれで終わりになっては何にもならない。き

ちんと意見を聞いてくれるのか

局 長 それはもちろん聞いてくれます。ただ、要望を出すときに実現性があるかという話になるが、全部叶うことはまずない。政策的なプライオリティがあるので、ここではなんとも言えない。1回目、2回目がだめでも3回目で通ることもある。繰り返し相手に対して意識付けをしていくことも大事かと思います。

仲田委員 期限はいつくらい?

局 長 予算編成の秋前、夏頃までに作っていくことが必要かと思いま す。

会 長 徐々に審議していただいて、良い方向に行きたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の総会はこれにて終了とさせていただきます。本 日は、ありがとうございました。